

令和8年度全国健康保険協会長崎支部 保険料率について

令和7年度 第3回全国健康保険協会長崎支部評議会

令和8年度都道府県単位保険料率の算定について

令和8年度 長崎支部保険料率は10.06%（令和7年度比-0.35%）の見込み

※平均保険料率9.90%

(単位：%)

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	共通料率	所要保険料率 (a+b+4.55)	前々年度の精算分 (c)	保険料率(精算反映後、インセンティブ反映前) (d)	保険料率(精算・インセンティブ反映後) (e)	インセンティブ分
		年齢調整	所得調整							
全 国	5.35	—	—	5.35	4.55	9.90	—	9.90	9.90	0.000
42 長 崎	6.56	▲ 0.27	▲ 0.73	5.56	4.55	10.11	▲ 0.06	10.05	10.06	0.010

- 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.52%）、前期高齢者納付金等（3.25%）、保健事業費等（0.83%）、その他収入（▲0.04%）に係る合計の保険料率（4.55%）を加算したものである。
- 保険料率(e)は、所要保険料率には含まれていない、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分にかかる料率及びインセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- インセンティブ制度の加算額は、令和6年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和8年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は第138回運営委員会（令和7年11月28日開催）のインセンティブに係る資料（資料4）の「令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

令和7年度（参考）

※平均保険料率10.00%

(単位：%)

全 国	5.35	—	—	5.35	4.65	10.00	—	10.00	10.00	0.000
42 長 崎	6.70	▲ 0.27	▲ 0.76	5.67	4.65	10.33	0.08	10.40	10.41	0.010

長崎支部の都道府県単位保険料率の推移

年度	全国平均 健康保険料率	長崎支部 健康保険料率	長崎支部の保 険料率全国順 位	激変緩和率	インセンティブ制度(加減算額)		
					加算率 (加算額)	減算率 (減算額)	加減算率 (加減算額)
平成20年度	8.20%	8.20%	—	—	—	—	—
平成21年度	8.20%	8.22%	8位	10分の1.0	—	—	—
平成22年度	9.34%	9.37%	10位	10分の1.5	—	—	—
平成23年度	9.50%	9.53%	13位	10分の2.0	—	—	—
平成24年度	10.0%	10.06%	8位	10分の2.5	—	—	—
平成25年度	10.0%	10.06%	8位	10分の2.5	—	—	—
平成26年度	10.0%	10.06%	8位	10分の2.5	—	—	—
平成27年度	10.0%	10.07%	9位	10分の3.0	—	—	—
平成28年度	10.0%	10.12%	6位	10分の4.4	—	—	—
平成29年度	10.0%	10.22%	3位	10分の5.8	—	—	—
平成30年度	10.0%	10.20%	7位	10分の7.2	—	—	—
令和元年度	10.0%	10.24%	5位	10分の8.6	—	—	—
令和2年度	10.0%	10.22%	10位	—	0.004% (38)	0.019% (177)	▲0.014% (▲139)
令和3年度	10.0%	10.26%	9位	—	0.007% (67)	0.024% (227)	▲0.016% (▲159)
令和4年度	10.0%	10.47%	4位	—	0.007% (67)	0.009% (84)	▲0.002% (▲16)
令和5年度	10.0%	10.21%	10位	—	0.010% (97)	0.008% (82)	0.002% (16)
令和6年度	10.0%	10.17%	12位	—	0.010% (98)	0.010% (96)	0.000% (1)
令和7年度	10.0%	10.41%	3位	—	0.010% (98)	— (—)	0.010% (98)
令和8年度	9.90%	10.06%	13位	—	0.010% (101)	— (—)	0.010% (101)

※インセンティブ制度(加減算)欄の額の単位:百万円

令和7年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。また、加入者の健康への取り組み状況が都道府県保険料率に反映されるインセンティブ制度を導入。
- 全国平均は10. 00%であり、最高は佐賀県の10. 78%、最低は沖縄県の9. 44%である。

北海道	10. 31%	石川県	9. 88%	岡山県	10. 17%
青森県	9. 85%	福井県	9. 94%	広島県	9. 97%
岩手県	9. 62%	山梨県	9. 89%	山口県	10. 36%
宮城県	10. 11%	長野県	9. 69%	徳島県	10. 47%
秋田県	10. 01%	岐阜県	9. 93%	香川県	10. 21%
山形県	9. 75%	静岡県	9. 80%	愛媛県	10. 18%
福島県	9. 62%	愛知県	10. 03%	高知県	10. 13%
茨城県	9. 67%	三重県	9. 99%	福岡県	10. 31%
栃木県	9. 82%	滋賀県	9. 97%	佐賀県	10. 78%
群馬県	9. 77%	京都府	10. 03%	長崎県	10. 41%
埼玉県	9. 76%	大阪府	10. 24%	熊本県	10. 12%
千葉県	9. 79%	兵庫県	10. 16%	大分県	10. 25%
東京都	9. 91%	奈良県	10. 02%	宮崎県	10. 09%
神奈川県	9. 92%	和歌山県	10. 19%	鹿児島県	10. 31%
新潟県	9. 55%	鳥取県	9. 93%	沖縄県	9. 44%
富山県	9. 65%	島根県	9. 94%	※ 全国平均では10. 00%	

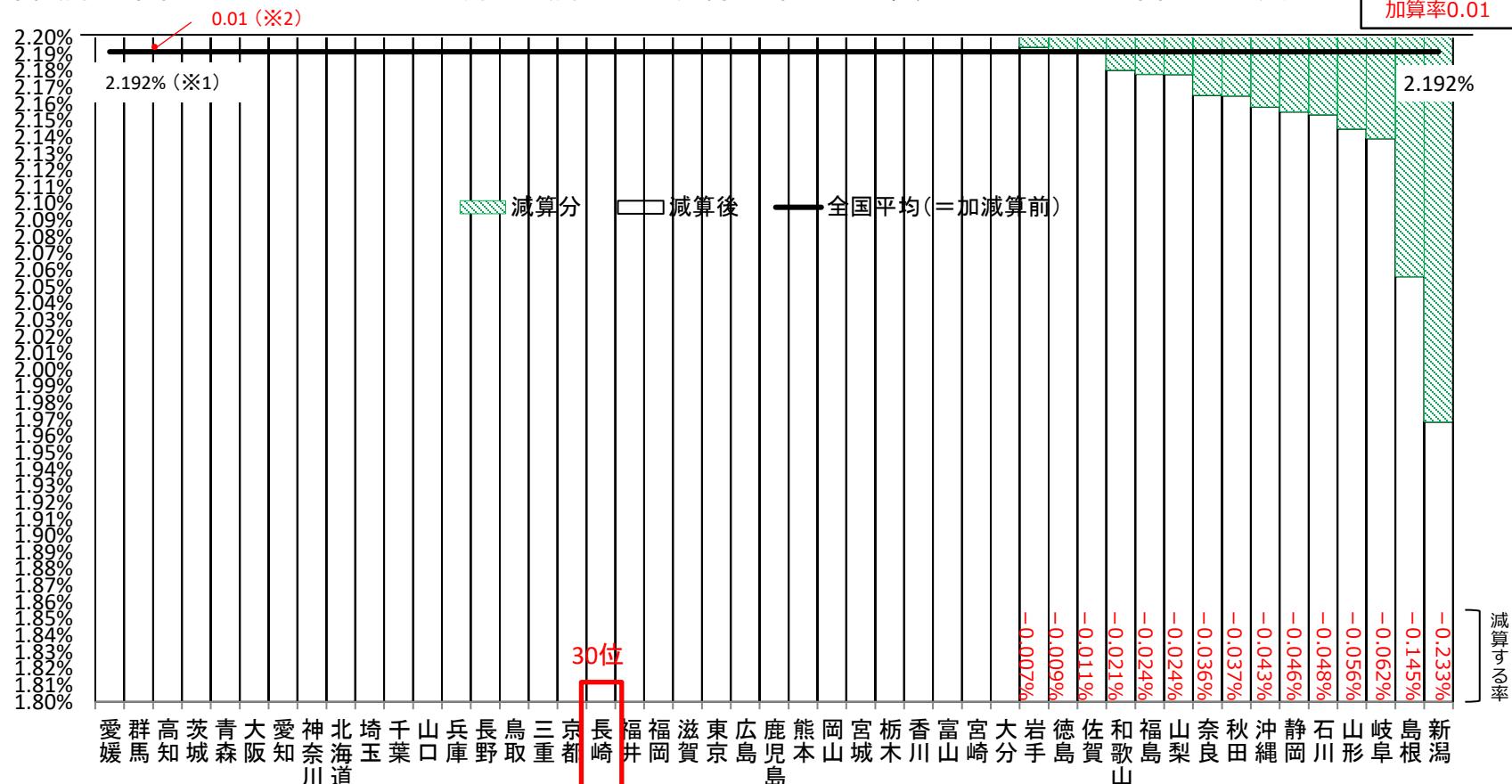
令和6年度インセンティブ制度の評価結果

令和6年度インセンティブ制度の評価結果

- 令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映した場合の試算】

令和8年度保険料率の算出に必要となる令和8年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和8年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。



※1 令和8年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和8年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和6年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.192%）で仮置きしている。

※2 令和 6 年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和 6 年度の総報酬額に 0.01% を乗じた額を令和 8 年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

